

人権ユニバーサル事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、互いの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現し、大会後も次世代に承継していくために、法務省委託事業として「人権ユニバーサル事業」として「外国人の人権を考えるつどい」（しまね人権フェスティバルと同時開催）と「障がい者の人権を考えるつどい」を実施しました。

障がい者の人権を考えるつどい

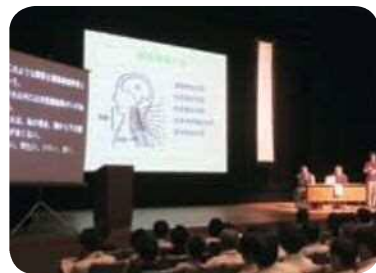
講師 辻直哉さん | DPI (Disabled Peoples' International)

8月2日(金)に松江市の島根県民会館でDPI日本会議常任委員兼事務局次長 辻直哉さんを講師に「障がいがある人もない人も共にすみやすい島根県をめざして～障害者差別解消法のポイントとその意義～」と題した講演会を開催しました。

平成30年に発覚した障がい者雇用の水増し問題や障害者差別解消法の見直しについて県民の方の関心の高さがうかがえ、多くの参加者がありました。

講演では、自らが交通事故で被災した時の状況、障がい者福祉施策の歴史、さらには現在見直しが計画されている障害者差別解消法の問題点等への思いを熱く語られました。

聴講された方からは、「当事者の方の話聞くことで、感じる差別に違いがあり、お互いが歩み寄り差別のない社会をつくるのが大事だと思った。」「知らず知らずに偏見を持ったり、差別をしたりしていたことがある。話を聞き、知ることによって問題に取り組むきっかけになると思った。当事者の方の話には力がある。」「一人ひとりが当事者の意識を持ち、相手を思いやる気持ちが必要となる。」などの感想が寄せられました。



人権に関するご相談はお近くの法務局又は人権擁護委員へどうぞ

みんなの人権110番

全国共通人権相談ダイヤル



0570-003-110

インターネット人権相談受付窓口
https://www.jinken.go.jp/



子どもの人権110番



0120-007-110 (無料)

女性の人権ホットライン



0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル



0570-090-911

(対応言語/英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語
ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語)



松江地方法務局 / 島根県人権擁護委員連合会

島根県人権啓発推進センターをご利用ください

島根県人権啓発推進センターでは、人権に関する研修会などの支援、暮らしの中で起きる様々な人権問題の相談に応じています。どなたでも自由にご利用いただけます。



研修会等の支援

- 啓発資料(図書、ビデオ、DVD、紙芝居、パネル)の貸出
- 研修室(松江のみ)の利用
- 研修講師の派遣

人権に関する相談

※秘密は厳守します。

- 人権に関する相談に応じ、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。

相談専用ダイヤル

松江 TEL 0852-22-7701
浜田 TEL 0855-29-5530

人権啓発推進センター(松江)

〒690-8501 松江市殿町1(県庁東庁舎1F) 県民会館前バス停西隣
TEL 0852-22-6051 / FAX 0852-22-9674

西部人権啓発推進センター(浜田)

〒697-0041 浜田市片庭町254(県浜田合同庁舎1F)
TEL 0855-29-5503 / FAX 0855-29-5531

島根県 人権

検索

- 詳しい内容はセンターホームページをご覧ください。ホームページでは「りっぷる」を創刊号から見る事ができます。